

6 沖縄県市町村職員研修実施要綱(昭和57年3月31日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県自治研修所長(以下「所長」という。)が実施する市町村職員の研修に関して、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、市町村職員の資質を向上させ、その勤務能率の発揮及び増進を図り、もって市町村行政の民主的かつ能率的な運営に寄与することを目的とする。

(研修の区分)

第3条 所長が市町村職員に対して行う研修は、一般研修及び特別研修とし、その課程等は、別表に掲げる研修の区分により実施する。

(研修計画)

第4条 所長が、研修を計画するにあたっては、「沖縄県市町村職員研修協議会」に諮ったうえ計画を定め、事後知事に報告するものとする。

2 前項の研修計画には、研修の課程別の期間、対象人員、科目及び時間数その他必要な事項を記載する。

3 所長は、前項に基づき定めた研修計画を沖縄県市長会(以下「市長会」という。)会長及び沖縄県町村会(以下「町村会」という。)会長に通知する。

(研修生の推薦)

第5条 研修を受ける職員(以下「研修生」という。)は、別に定める推薦基準に基づき、研修生推薦書(様式第1号)により市長会会长及び町村会会长が推薦する。

2 市長会会长及び町村会会长は、前項により推薦した研修生に変更があるときは研修生推薦変更通知書(様式第1号の2)により、前項により推薦した研修生を取り消すときは、研修生推薦取消通知書(様式第1号の3)により所長に通知する。

(研修の専念義務)

第6条 研修生は、所長の定める研修規律を守り、研修に専念しなければならない。

(退所)

第7条 所長は、研修生が次の各号の一に該当するときは、その者に対して退所を命ずることができる。

- (1) 研修規律に違反したとき。
- (2) 研修態度が著しく悪いとき。
- (3) 心身の故障のため、研修に耐えられないとき。
- (4) その他特別の事情により退所させることが適當と認められたとき。

2 所長は、研修生に退所を命じたときは、その旨当該職員の属する市長会会长又は町村会会长に通知しなければならない。

(研修欠席届)

第8条 研修生は、研修を欠席しようとするときは、あらかじめ、研修欠席届(様式第2号)により、所長の承認をうけなければならない。

(研修効果の測定)

第9条 所長は、必要があると認める場合は、研修期間中又は研修終了後において研修効果を適當な方法で測定することができる。

(研修修了の認定)

第10条 所長は、研修生のうち研修時間の3分の2以上出席し、かつ、所長が適當と認める者を

研修修了者として認定するものとする。

(研修の結果通知)

第11条 所長は、研修が終了したときは、研修生の出席状況その他必要な事項を市町村職員研修終了通知書(様式第4号)により、当該職員の属する市長会会長及び町村会会長に通知するものとする。ただし、所長がその必要がないと認める研修については、この限りではない。

(研修の実施状況の報告)

第12条 所長は、4半期毎に研修実施報告書(様式第5号)を作成し、知事に報告するものとする。

(研修記録)

第13条 所長は、研修記録簿(様式第6号)を備え、研修の実施に関する事項を記録し、これを保存するものとする。

(自主研修に対する指導等)

第14条 所長は、市町村長が自動的に行う研修に対し、研修の実施について指導し、又は、講師のあっせんその他研修に関し必要な助言、協力をすることができる。

(市町村長の協力)

第15条 市町村長は、研修に関し、所長と連けいを密にし、必要な協力をを行うものとする。

(研修経費)

第16条 研修に要する研修生の旅費、研修教材及び講師等の謝礼金等は、市町村の負担とする。

(研修協議会の設置)

第17条 市町村職員研修の実施に関する基本的事項について協議、検討するため、沖縄県市町村職員研修協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第18条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市町村職員研修の計画の調整に関すること。
- (2) 市町村職員研修の連絡及び情報交換に関すること。
- (3) その他市町村職員研修の推進に関し必要なこと。

(組織)

第19条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市長会会長が推薦する市長1名
 - (2) 町村会会長が推薦する町村長1名
 - (3) 所長
 - (4) 県市町村課長
 - (5) 市長会事務局長
 - (6) 町村会事務局長
- 2 前項第1号及び第2号の委員の任期は2年(4月1日から翌々年の3月31日まで)とし、任期の中途で職を失ったときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員の代理)

第20条 委員が協議会に出席できないときは、当該委員が指名した者を代理させることができる。

(会長及び副会長)

第21条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第19条第1項第1号の委員とし、副会長は所長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 協議会は、定例会と臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年2月に開催する。
- 3 臨時会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 4 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 協議会は、委員過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は、自治研修所において処理する。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、市町村職員研修の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県市町村職員研修運営協議会会則(昭和47年6月27日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に沖縄県自治研修所において実施した研修を受講した者は、この要綱により受講したものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

研修の区分

研修課程		対象	研修の目的
一般研修	新採用職員研修	新採用職員	職場への適応力と基礎的執務能力の養成
	一般職員研修	役付職員を除く職員	執務能力の養成と向上
	監督者研修	係長級の職員	監督能力の養成と向上
	管理者研修	部局長及び課長級の職員	管理能力の養成と向上
特別研修	別に定める	特別の知識及び技能を必要とする職員	特別の知識及び技能の修得